

と と ろ

ともに楽しみ ともに学び 元気になろう

第128号(令和4年3月1日発行)

静岡県身体障害者福祉センター

静岡市葵区駿府町1番70号

TEL:054-252-7829

FAX:054-255-2011

体育館・会議室における 忘れ物・落とし物の取扱いについて

体育館・会議室には、傘・帽子・靴・杖・ボール等、様々な忘れ物があります。記名がなく、問い合わせもないため返還できないものがこれまでに多数ありました。

静岡県身体障害者福祉センターでは、忘れ物・落とし物（拾得物）があった場合、以下の取り扱いをさせていただきます。

- お預かり期間は1ヶ月とします。
ただし、マスク、衣類（下着・靴下等）、食品など、衛生上保管が困難なものについては即日処分させていただきます。
- 体育館・更衣室での拾得物(貴重品以外)は、体育館内の保管用ボックスに入れますので、各自ご確認ください。
- 現金・財布・携帯電話等の貴重品については、5階の静岡県身体障害者福祉センターの事務所で保管しますが、落とし主が不明で一定期間申し出がない場合は警察署に届け出ます。
- 会議室での拾得物は、5階事務所で保管します。

<お問い合わせ>

静岡県身体障害者福祉センター

電話：054-252-7829（9：00～17：00）

F A X：054-255-2011

E-mail：syougaisya@za.tnc.ne.jp



※忘れ物・落とし物が見つからない場合、
当センターでは一切責任を負いません。
会場使用後に必ず確認してからお帰りください。

